

石川県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業に関するQ&A

令和4年4月1日版

NO.	質問	回答	更新日
【申請方法・期限等について】			
1	申請期限はいつまでですか。	それぞれ以下の期限を予定しています。 ○第1期間～第4期間:申請受付は終了しました ○第5期間:令和4年2月6日(日)～令和4年3月31日(木)の接種分:令和4年4月15日(金)まで ○第6期間:令和4年4月1日(金)～令和4年6月4日(土)の接種分:令和4年6月30日(木)まで ○第7期間:令和4年6月5日(日)～令和4年8月6日(土)の接種分:令和4年8月31日(水)まで	4/1 回答更新
2	申請締切日を過ぎての申請は可能でしょうか。	締切を過ぎての申請は、原則受付できません。期限に間に合うようご提出ください。	
3	提出書類について教えてください。	県ホームページに掲載しております、診療所向け様式、病院向け様式(いずれも様式2、様式3)に必要事項を記載の上、提出ください。 ※実績報告書(様式2)については医療機関の押印を忘れずをお願いします。 なお、第6期間以降の接種実績に係る申請様式については、別途お示しする予定です。	
4	申請書の提出先はどこですか。	以下の宛先まで、郵送での提出をお願いします。 ※封筒の準備と郵送料につきましては、各医療機関にてご負担をお願いします。(封筒には「個別接種促進支援請求書在中」と記載ください。) 【提出先】 〒920-0031 金沢市広岡3丁目3番77号 JR金沢駅西第1NKビル2階 (株式会社日本旅行金沢支店内) 石川県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事務局	
5	個別接種促進事業についての問合せ先を教えてください。	個別接種促進事業についてのお問い合わせは、以下までお願いします。 【問合せ先】 石川県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事務局 電話番号:090-8955-5685 メールアドレス:ntaishikawa_vaccine@nta.co.jp 対応時間:9:00～17:00(土日祝日を除く) ※令和3年8月23日(月曜日)より開設します。	
【協力金の支給について】			
1	協力金はどのようにして支払われるのですか。	請求書到着後に内容を審査し、問題なければ請求書に記載された金融機関にお支払いいたします。	
2	申請書提出後、協力金の支給までどれくらいかかりますか。	請求書到着後、確認作業(申請内容の審査)を1～2週間行い、確認終了後から2週間程度で協力金をお振込みいたします。目途としては、申請書到着後から1カ月程度となります。 ※請求書の記載に不備がある場合や、申請内容に疑義がある場合など、審査に時間を要する場合はこの限りではありません。	
3	口座に協力金が振り込まれる前に、通知書のようなものが送られてくるのですか。	申請書類の審査の結果、協力金の支給を決定したときは、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。	
【事業内容について(共通事項)】			
1	個別接種促進事業での「診療所」や「病院」は、何に基づいて区分(定義)されたものですか。	いずれも、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5の規定に基づくものをいいます。 【参考】医療法(昭和23年法律第205号) 第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。	
2	1週間のはじめりはいつでしょうか。	日曜日から土曜日で算定することとしています。	
3	「4週以上」とは、連続した4週のことを言うのですか。	連続している必要はありません。各期間内の合計の週数で算定します。	
4	深夜12時を超えて接種した場合は、どのように計算されますか。	前日の分として計算してください。	
5	接種実績には、接種せずに予診のみとなった場合は対象に含まれますか。	対象とはなりません。 ※市町村に請求する時間外・休日の接種に係る接種費用の上乗せとは要件が異なります。	
6	接種したことを証明するための証拠は必要でしょうか。	申請時には証拠書類の提出は必要ありません。ただし、申請内容について、必要に応じて事務局から医療機関へ照会を行ったり、VRSの接種記録から整合性を確認します。	
7	医療従事者の方に優先して接種した分も加算対象になりますか。	接種を受けた方の要件(医療従事者、高齢者など)に関わらず、対象期間内に行った個別接種すべてが対象になります。	
8	自治体を実施している大規模接種会場や特設会場での実績も対象に含まれますか。	対象とはなりません。あくまで個別接種のみが対象となります。	
9	「巡回接種」による実績も対象に含まれますか。	個別接種であれば巡回接種も対象となります。	

10	<p>「職域接種」に協力する医療機関(診療所・病院)は、今回の支援金の対象になりますか。 また、職域接種の実施パターンによって対象の可否は異なりますか。</p>	<p>企業内診療所が実施した場合や、外部の医療機関が企業に出張して実施した場合は、今回の協力金の対象にはなりません。</p> <p>一方で、接種対象者が外部の医療機関に向いて実施する職域接種で、かつ、以下の①又は②に該当する職域接種の場合は、今回の協力金の対象になります。当該外部の医療機関における個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして申請してください。 ※条件を満たしていない場合、実績に職域接種分を含めて申請することはできません。実績報告書から職域接種分を除いた上で申請してください。</p> <p>①中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。)が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種 ②文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種</p> <p>なお、②の大学等の実施する職域接種について、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合及び大学の附属病院に接種対象者が向いて接種を受ける場合は、今回の協力金の対象になりますが、大学外部に職域接種会場を設けて、当該会場において、附属病院が接種を実施する場合は、対象にはなりません。 また、後者の場合であっても、中小企業や大学以外の大企業の職域接種の場合は、今回の協力金の対象とはなりませんので、個別接種の実績には上乗せしないでください。</p>	
11	<p>大学等における職域接種の実績を上乗せして申請する場合には、文部科学省が定める「地域貢献の基準」を満たす必要があるとされていますが、「地域貢献の基準」について教えてください。</p>	<p>「地域貢献の基準」についての詳細は、文部科学省のホームページをご覧ください。 ※県への協力金の申請に先立ち、文部科学省に地域貢献認定申請書を提出し、地位貢献の認定を受ける必要があります。 (https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01612.html)</p> <p>なお、「地域貢献の基準」を満たし、当該職域接種の実績を上乗せして申請する場合、県への申請必要書類(様式2,様式3)とともに文部科学省から交付された地域貢献の認定に係る文書の写しを提出してください。</p>	
【事業内容について(診療所向け)】			
1	<p>週100回以上又は150回以上の接種を4週以上達成した場合、達成できなかった週の実績も加算対象となりますか。</p>	<p>対象とはなりません。あくまで、週100回など規定の回数を超えた週のみが対象です。</p>	
2	<p>診療所において週100回以上行った場合の支援について、要件を満たした場合、その週の1回目の接種から対象となるのでしょうか(101回目から対象ではないことの確認)</p>	<p>ご認識の通りです。</p>	
3	<p>週150回以上の件数を週100回以上とカウントすれば、申請金額が増加する可能性があるが、提出様式のエクセルには計算式が入っており、接種回数に応じて自動的に表示されてしまう。どのように対応したら良いか。</p>	<p>【具体例】 第1週～第5週 150回(5回) 第6週～第8週 100回(3回) 第8週以降 100回未満</p> <p>上記のような場合、第1～第5までで150回を5回とカウント(①)する場合と、第1～第4を150回以上、第5～8を100回以上とカウント(②)した場合とで、請求額に差が出てくる場合があります。 ① $150 \times 5 \times 3,000 + 100 \times 3 \times 0 = 2,250,000$ ② $150 \times 4 \times 3,000 + (100 \times 3 + 150 \times 1) \times 2,000 = 2,700,000$</p> <p>このような場合に、150回以上接種した週について、「150回以上」から「100回以上」に変更するかは診療所の判断となります。該当する場合は、様式2において、週の回数区分の変更を手動で行ってください。</p>	
【事業内容について(病院向け)】			
1	<p>通常診療とは別に、接種のための特別な接種体制を確保した場合、接種業務に携わる医師・看護師等のそれぞれの単価に伴って支援されることになっていますが、「特別な接種体制」とは具体的にどのような体制を言うのですか。</p>	<p>「特別な接種体制の確保」については、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、休日、休診日、時間外、平日診療所時間内の別を問いません。また、病院自体の増員を図っていないくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば支援の対象となります。</p> <p>病院によって状況が異なるため、網羅的に具体例をお示しすることは難しいですが、 ・診療時間の延長 ・診療日以外に接種体制を構築 ・ワクチン外来を新たに設置 などが考えられます。</p>	
2	<p>病院が特別な接種体制を確保した場合の「看護師等」の等には受付などの会場運営に係る事務職員も対象となりますでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方であれば事務職員も対象となります。</p>	
3	<p>「特別な接種体制の確保に携わった時間」の考え方は、休憩時間を除いた労働時間でしょうか。それとも休憩時間も含めた拘束時間でしょうか。また、準備や後始末の時間も含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>休憩時間は含めません。また、ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後始末を行った者の実働時間については対象となります。</p>	